

## 令和6年8月第8回 真庭市農業委員会総会 議事録

### 1. 開催日時 令和6年8月9日(金)

午前10時00分から午前10時40分

### 2. 開催場所 本庁舎 2階 会議室

### 3. 出席委員(40人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己

13番 武村一夫 14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 27番 上田房次郎 28番 太安隆文

30番 根本 章 31番 田中秀樹 33番 二宗貴志 34番 高谷明弘

35番 植田浩史 36番 浅田光明 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫

40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 二若正次 43番 高見寛二

45番 筒井一行 46番 清水 晃

### 4. 欠席委員(6人)

農業委員 16番 福島康夫

推進委員 26番 松下 功 29番 白石壽平 32番 長尾 修 37番 戸田典宏

44番 佐子ゆかり

### 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第40号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について

日程第6 議案第41号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

日程第7 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に  
ついて

日程第8 報告第18号 農地の形状変更に係る届出について

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

福田有子

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 失礼します。皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから令和6年8月の総会を開催いたします。

それでは、会長よりご挨拶をよろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。大変ご苦労さまです。

連日猛暑が続いておりまして、なかなか毎日が大変だろうというふうに思います。オリンピックも開催されておりまして気になることが、ある意味、夜も寝られないという方もおられるというふうに思います。盆前ということで非常に忙しい方もたくさんおられるというふうに思いますけど、出席いただきまして大変ありがとうございます。

昨日は宮崎県のほうでマグニチュードが7.1ということで、非常に大きな地震がありました。地震はいつ来るか分からないわけですが、これは南海トラフの関係の地震ではないかということで今後が非常に心配されるということでもあります。我々もできることはなかなかないんですけど、非常に気になるところでございます。

今年も各地で豪雨といいますか、集中的な雨によって被害のほうが出ております。いつどこに降るか非常に困難なことで、この地域でも昨年は盆周辺にかけてかなり被害が出た頃でございます。今後も気をつけていきたいというふうに思います。農作物のほうも高温障害ということで今年も非常に気になるところでございます。これから稲のほうも収穫期を迎えるわけです。今年も何とかいいものができるように祈っております。

それでは、これより8月総会を開会いたします。よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、会議のほうに入らせていただきます。

本日の欠席委員は1名いらっしゃいます。16番委員から届出がございました。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中18名で定足数に達しておりますので、8月総会が成

立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろしく願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、9番、          委員、10番、          委員を指名いたします。

日程2、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は11件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、田1筆918㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いいたします。

23番推進委員 議長。

議長 はい、23番推進委員。

23番推進委員 23番です。

番号1について、7月27日に譲受人立会いから現地調査を行いました。譲渡人は東京にお住まいですので電話でお話をお聞きしました。権利移転する事由の詳細についてですが、譲受人と譲渡人は同じ地区の住民であります。譲渡人は長年にわたり申請地で稲作を行ってこられました。今現在東京にお住まいで田んぼができなくなり手放したいと。譲受人は稲作を行っておられ、このたび売買の話がまとまり、

譲受人が申請地を取得するものです。譲受人は兼業農家であり、譲受人の父親が主に農業に従事しております。譲受人に話を聞いたところ、現在所有している農地は耕作を行っております。申請地の取得後も必要な農作業に従事すると認められます。

以上のとおり耕作状況及び従事日数等についても問題ないと思われま  
す。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、  
田1筆873㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご  
審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお  
願いいたします。

1番委員 議長。

議 長 はい、1番委員。

1番委員 1番です。

番号2につきまして、去る8月4日に譲受人立会いの下に現地調査を  
行いましたので、その内容につきまして報告させていただきます。

まず、権利移転する事由の詳細でございますけれども、譲渡人は以前  
は譲受人と同地区に住んでおりましたが、今現在は市外に移住してお  
り、農地管理につきましては譲受人がずっと譲渡人の農地を管理して  
まいっております。譲渡人が高齢となりまして、もう地元にも帰らな  
いということで譲受人に売買の話を持ちかけたところ、このたびこの  
売買がまとまりまして権利移転を行うものでございます。譲受人の耕  
作状況でございますけれども、譲受人はハウス栽培等をしており主に  
野菜を栽培しております。夫婦2人で作業を行っております、農機  
具等につきましても農作業を行う上で必要なものは一通り保有いたし  
ております。申請地につきましても野菜を今現在も栽培しておりまし  
て、今後も同じく適切な農地管理が行われていくものと思っております。  
その他指摘事項は特にございません。審議方よろしく願いいた  
します。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請  
農地、田3筆2, 258㎡を、売買によります所有権移転の申請ござ  
います。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 では、番号3につきましてご説明申し上げます。

まずは、譲渡人の状況から説明いたします。現在、譲渡人は持っている田を全て人に預けて長年農業をしておりません。そんな中で後継者もないということで、だんだん年々年も取っていく中で農業の廃止を決めたわけでございます。そういった中で、現在預け先であります譲受人に売買ということで話がまとまったものでございます。譲受人は従来どおり田んぼをそのまま継承して耕作していくということでございますので、何ら問題ないと思われれます。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田2筆324㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 それでは、番号4につきましてご説明を申し上げます。

先ほど番号3で申し上げた譲渡人と同人でございます。ですから、内容についても同じことございまして、譲受人は長年借用しておりました土地を売買により購入して、そのまま耕作を続けるということでありますので問題はないと考えます。審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆272㎡を、交換によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 それでは、番号5に関する説明を申し上げます。

譲渡人と譲受人は同じ部落に住む友達同士であります。譲受人は長男の家を建てるために土地を交換したものであります。その土地に対しては長男の家を建てるということでございます。後ほど5条申請のほうで詳しくまたご説明申し上げたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号6でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田6筆2,896.03㎡、畑1筆624㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

7月26日に現地確認を行い、市外に譲渡人が住まわれているので電話で話を聞きました。譲受人も市外、東京ということなので電話で話を聞きました。譲渡人は相続により農地を取得しましたが管理ができないため、親戚の農家に耕作をお願いしてききましたが、譲渡人は娘も結婚して今後後継者がいないことから、実家、山林、農地を引き受けてくれる方を不動産屋にお願いしていたところ、田舎で農地と家を探している譲受人と話がまとまり権利移転を行うものでございます。譲受人は現在購入した家をリフォームしており、リフォームが出来次第、移住して農業を始めたいということで、それまでは近所の農家に管理をお願いしているそうです。農業は初めてということで、近所の農家に指導もお願いしているということでございます。農機具は必要なことに応じて購入したり借りることになっているので、今後十分耕作していくものと思われま。したがって、今回の権利移転については問題がないと思われま。のでご審議方よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、畑2筆2,503㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。

す。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号7につきまして、7月28日に譲渡人と現地確認及び調査を行いました。譲受人とは電話で確認いたしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は申請地の畑が貸借契約の更新期となったため、契約相手である譲受人と今後について話し合ったところ、譲渡人が農業を行うことは今後ないということで今回の売買の話がまとめ、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人は祖父の代からお茶の栽培、加工、販売を行っており、申請地を含め多くの農地を適正に管理しております。家族、また雇用の労働力も十分にあり、今後も継続的に適正管理に努められるものと認められます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、田3筆3,141㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

38番推進委員 議長。

議長 はい、38番推進委員。

38番推進委員 38番でございます。

去る7月28日に、遠くにおられますのでこちらになかなか帰って来ることができないということなので電話をさせてもらいまして聞きました。譲渡人は出身はここにありますが■■■■出身なんですけども、もう一家皆出て、こちらに帰ってきて農業をする気は全くないようでございまして、知り合いを通じて不動産業者のほうに打診しておられたそうで、この譲受人は不動産業者から住宅を含めて農地を買って移住してきて、そこで農業をするという予定であるようでございます。ここに増反によると書いてありますけれども、この農地は原野に近いぐらい、もう何年も耕作されていなくて、農地復旧計画書も提出されておりました3年計画でこれを復旧させていくということで、復旧しても

らう業者のほうも選定しているようでございます。今後、3年計画でこれをやるということなんですが、それが終わってまた機会があったら別のところもやって農地として復旧するというふうに考えていらっしゃるようでございます。ですから、問題になることはないと思いますので審議方よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、田4筆1, 739㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願いいたします。

8番委員 8番。

議 長 はい、8番委員。

8番委員 8番です。

これは知人を介して間に不動産屋を入れ、決まったものです。この方自身が市外に住まわれているので、なかなかこちらには来れないんですけども、蒜山にどうしても家を持って農業なんかもできるような夢を持っていらっしゃるって、それがやっとなったというような現状なんですけども、買われたおうちが、もう数年前に家族がみんな亡くなられて、それこそさっきの方と同じように原野に等しい状態の中を、今家の中の片づけを必死でされていて今年中に何とか動きができるような状態にしたいということで頑張っているらしいです。私の家の前なので知らない顔もできないので、随時声かけをしながら応援をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の3ページ目をお開きください。

番号10でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑4筆3, 036㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、42番推進委員さんから説明をお願いいたします。

42番推進委員 議長。

議 長 はい、42番推進委員。

42番推進委員 42番推進委員です。

8月1日に現地調査を行いました。譲受人と譲渡人は近隣で、今現在借りて牧草をつけておりまして、この先もう年なので管理することができないので話がまとまったそうです。譲受人は酪農家で牧草を20町ぐらいつけとるらしいんで、これからも何ら問題はないと思います。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号11について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号11でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、畑1筆555㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議 長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件につきまして、8月3日に譲受人立会いの下、現地を確認いたしました。譲受人と譲渡人とは同じ部落内であり、譲受人の祖父と譲渡人との間で話合いができていたものですが、口約束だけだったのを今回手続をするものであります。譲受人は酪農を営んでおり、申請農地も現在牧草地として利用されており問題はないと思われる。その他指摘事項もございません。審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第38号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第38号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

本件は、5条申請の議案第39号、番号2の関連土地となっております。申請人（落合）は、既存の駐車場が手狭で不便であることから、畑2筆197.51㎡を、露天駐車場及びその進入路として利用するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 それでは、ご説明申し上げます。

先ほど事務局のほうからご案内があったとおり、畑2筆の転用許可申請でございます。見取図の下の図をご覧くださいと分かると思うんですけども、■■■■に今現在本宅が建っております。それを建て替えるということで、その建て替えに関する進入路の確保ということと併せて駐車場をここで設定したいということの申請でございます。申請の場所、位置等は、■■■■より東に200mほど入ったところでございます。周辺の状況としましては、東側が市道、西側が畑、南側が市道、北が宅地ということになっておりますが、周辺農地への影響はないものと考えられます。ほかに指摘事項はございません。審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手でお願いいたします。  
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第38号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程4、議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。  
番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日まで審議いただく案件は3件でございます。

7ページをご覧ください。

番号1でございます。

本件は、3条申請の議案第37号、番号5の関連土地となっております。申請人、譲受人（落合）は、息子の住まいが手狭になったことから、その住宅を建築するための土地を探していたところ、このたび譲受人（落合）との交換の話がまとまり、申請農地、畑1筆502㎡を譲り受け、住宅用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地購入は交換のため■円、土地造成■円、建物施設■円。資金の内訳として、借入金■円。建蔽率は23%となっております。添付書類といたしましては、そこに書いてあります被害防除計画書のほか、土地利用計画図等建物施設の建築の詳細計画に関する書類一式及び使用貸借契約書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説

明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 それでは、ご説明を申し上げます。

先ほど来、お話がありましたとおり、交換による土地に新しく長男の家を建てるということであります。場所的には、ここも■■■■より東に200mほど入ったところでございます。周辺の状況ですけども、東が市道、西が畑、南も畑、北が市道ということであります。周辺農地への影響はございません。また、特に指摘事項もございません。

以上でございます。審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

本件は、4条申請の議案第38号、番号1の関連土地となっております。申請人、譲受人（落合）は、自宅への進入路の幅員が狭く不便であることから、申請農地、畑1筆26㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、住宅への進入路とするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円となっております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 ご説明を申し上げます。

先ほど来、畑地を宅地にと申請があったものでございますけど、その中にもいわゆる■■■■に建てる宅地建て替えによる進入路が自分の畑だけでは幅が足りないということの中での申請でございます。今、建築法でこの進入路がなければできないということになっておりますので申請を上げております。この場所も県道より200mのところということで、場所的には先ほどお話ししたように、東が市道、西が畑、南が市道、北が宅地ということで、周辺の農地に影響はございません。その他指摘事項もございません。

以上でございます。審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございます。

8ページをご覧ください。

申請人、使用借人（市外）は、現在アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、申請農地、田1筆375㎡を、母である使用貸人（市外）から借り受け、居宅を建築するため、転用申請するものです。なお、議案の譲受人の欄ですが、本申請に関する建築費用に要する住宅ローンの借入申込みを連名で行うため、母名義の土地を母と子が持分2分の1ずつ使用貸借した形式を取っておりますので連名としておりますので申し添えておきます。申請地の農地区分ですが、2種農地となっております。転用に伴う費用ですが、土地購入■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、借入金■■■■円となっております。建蔽率は22%です。添付書類といたしまして、被害防除計画書のほか土地利用計画図等建物施設建築の詳細計画に関するもの及び使用貸借契約書が添付されております。申請農地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 それでは、説明を申し上げます。

この申請人でございますけれども、現在津山市において娘さんと別々に住んでおられます。そんな中で自分の土地である申請地に家建てて家族で今度は一緒に住みたいということの中での申請でございます。申請地の位置でございますけれども、■■■■線より約250m旭川より入ったところでございます。周辺の状況ですけれども、東が市道、西が田、南が田、北が市道という関係でございます。周辺農地への影響でございますけれども、現在この地域におきましては圃場整備の話が進んでおりますが、申請地は圃場整備より外しておりますので問題はないと考えます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手でお願いいたします。  
質疑はございませんか。  
よろしいですか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第39号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程5、議案第40号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第40号について、9ページをお開きください。

議案第40号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和6年8月9日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全19筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。  
それでは、これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手でお願いいたします。  
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。  
これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第41号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第41号について、13ページをご覧ください。

議案第41号、農用地利用集積計画の決定について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による利用権設定を同時に行うものです。案といたしまして、令和6年8月9日付で公告の予定でございます。内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。田5筆が利用権設定されるもので、本件につきましては問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、報告第17号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、日程8、報告第18号、農地の形状変更に係る届出についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 失礼いたします。それでは、15ページをお開きください。

報告第17号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の5件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

続いて、次のページをお開きください。

報告第18号、農地の形状変更に係る届出につきましては、次の1件がございました。こちらも添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 報告第17号、報告第18号について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

次回9月総会は9月10日火曜日の午前10時からですので、よろしくをお願いいたします。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午前10時40分 閉会)

